

昭和 35 年

|        |         |   |            |   |
|--------|---------|---|------------|---|
| 分      | 款       | 項 | 目          | 節 |
| 類      | A       | G | 2          | 3 |
| 保<br>存 | 永 年 保 存 |   | 昭和 年 月まで保存 |   |

件 名

町議会協議会 = 議録

冊 の 号

議 会 課

昭和

35

年

款

A

項

6

目

2

節

3

件

名

町議会議事録

冊の

号

昭和

永

年

月

まで保存

登録番号

第 号

議会課

保存文書背表紙

乙

昭和三十五年五月七日

第四回福生町議会臨時会議錄

福生町議会



才田福生町議会臨時会々議録

一 昭和三十五年五月七日午前九時才田福生町議会臨時会々福生町役場に開けられた。

一 出席 一 議員 以下ありである。

才一 番 齋藤 具一 才二 番 高橋 子春 才四 番 磯村 武夫

才五 番 清水 子市 才六 番 西村 光人 才七 番 細川 晋一

才八 番 延本 益夫 才九 番 大久保 一郎 才十 番 米泉 薫

才十一 番 石川 信義 才十二 番 山下 久吉 才十三 番 田村 祐一

才十四 番 中西 虎蔵 才十五 番 高水 惣八 才十六 番 村野 弘

才十七 番 齋藤 厚 才十八 番 岸 茂 才十九 番 渡辺 健二

才二十 番 平井 寛治 才二十一 番 吉田 清 才二十二 番 山下 幸三

才二十三 番 瀬古 清蔵 才二十四 番 高橋 彦市

一本 日 八 議事 付 ぬ 議事 日程 は 以下 あり である。

日程 才一 福生町長の退任の承認について

「地方自治法」百五十一條の規定により、今議事録に説き及ぶため、本席に求めたものはつぎのとおりである。

助役 川窪金吉、収入役 大野忠一、総務課長 貫井比代次

土木課長 橋本孝藏、税務課長 高水 求、民衆課長 森田 猛

産業課長 田嶋 二、水道課長 古谷徳男、警備長 橋本 五郎

「議会」事務局の取扱いについてありである。

事務局長 工野重勝、書記 生ふみ利

「議長」 午前九時二十分、福生市議会の開会を告げる。

日程第一、福生市長の退任承認について。

「議長」 本日の臨時会の議案として、五月三日午後二時、秋山市長の来訪を受け、退任届が提出されたので、早速臨時会を開会して次期あり、議会の承認と同時に退任したい旨であります。

「事務局長」 退任届を朗読

「議長」 任期は満了しているが、諸般の状況から今の「概略」を参考に入れ、大きな市の発展に沿うとあるなら、はとらうとして、辞表を提出されたもので、市議員としても大いに奮闘して、戦った。市長選に望んで戦うと共に、過去四年間非常な市の発展に努力されたことに対し、議会人として、礼申上げ、即健闘を祈ります。

「議長」 議会として正当な理由があれば受理すべきと考えます。現状は皆然、即承知のとおりであり、ふ当の理由と認められそうです。

全面的に受理に賛成いたします。

「議長」 辞表を受理することに要議ありませんか。

要議なし。

「議長」 要議ないものと認め、辞表を受理して退任を承認いたします。

署名議員選挙

議長 署名議員選挙は指名推薦により、議長が指名する事に異議を  
いか、

異議なし、

議長 異議ないので、つづきの者と指名し一名毎に会議に送り、署名議員と決  
定する。

オナニ番 高水惣八 オナニ番 村野弘 オナニ番 斎藤博

議長 福生町議会を閉会いたします。

右会議の次第を記録し、相違ないことを記するため、こゝに署名する。

昭和拾五年五月七日

福生町議會

議長

高瀬清藏

議員

村野



議員

議員

福生町議会協談会記録

昭和三十一年五月七日(木曜)臨時会終了後、協談会を開催し、  
 一、出席した議員は、次のとおりである。

- |         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 1 斎藤真一  | 2 高橋十春  | 4 磯村武夫   |
| 5 清水与市  | 6 西村光人  | 7 細川晋一   |
| 8 辻本益夫  | 9 下久保一市 | 10 米泉 薫  |
| 11 白川信義 | 12 山下久吉 | 13 田村祐一  |
| 14 中西虎蔵 | 15 高水惣八 | 16 村野 弘  |
| 17 斎藤 博 | 18 岸 茂  | 19 後田健三市 |
| 20 平井賢治 | 21 古田 清 | 22 山下幸三  |
| 23 渡古清蔵 | 24 高橋孝市 |          |

一、議場のため出席した者は、次のとおりである。

- |           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 助役 川窪金吉   | 収入 大野忠一   | 總務課長 貫井 氏代次 |
| 主計課長 橋下孝蔵 | 税務課長 高水 求 | 民生課長 森田 猛   |

事務課長 町田 倍二 水道課長 吉原 徳男

秘書 橋本 吉三郎

一 議 会 事務局。取扱はつきのとおりである。

局長 上野 重勝 書記 金子 弘利

一 議 長 協会の開会を要する。

一 常 任 委員 会 の 改 選 の 時 期 に つ い て

一 議 長 常任委員会の改選は今の段階で五月十一日には至難であると思うので選挙後まで保留することと如何。

要議する。声あり。

一 議 長 要議なので選挙後に改選といたし。あり。

一 火 災 見 舞 会 の 支 給 に つ い て

一 議 長 火災見舞会の大災について、民生課で百金の処置もとっているが、十六日

焼土を小くあり。各議員より。何分の救済と願った。罹災者は

思われぬ者が多いため。議員一同としても何とか見舞を。あり。

一 火 災 見 舞 会 の 支 給 に つ い て 大 人 迷 惑 を 加 へ た こ と と お 詫 言

申上げます。消防団と何れめは皆様の非常な努力により、大災

となることをあ。程度に喰止められたことも感謝いたします。

振舞おうすると大難が小難であり。且各方面より見舞等と

賜り。高く礼申上げます。

一 助 長 各々の火災の火元は森山の男さんであり。十五人。五五人

が罹災。あり。全焼十三世帯。半焼三世帯。負傷は五人。家

主は。引田惣吉。岩田 傳。今井 幸一。新井 在成。各氏。保護せ帯

は四軒。要保護せ帯。四軒。と。な。つ。て。あ。り。ま。す。

よ。後。罹。災。状。況。に。か。ん。が。試。会。或。は。再。当。委。員。会。の。開。催。等。も。考。え

ま。した。が。色。々。と。研。究。の。結。果。救。助。は。以。前。は。五。世。帯。で

あったものが。今は五十人以上の世帯。とな。つ。て。き。て。あ。り。ま。す。の。で

と小に妻ふようなる方と云うことで、民生課と曰ふ也。保護課にもつて  
相当の救助金はも賄ひてあり。町よりも従来とあり。一せ帯。  
ミナ町の見舞金ももてあり。外に基地司令官より一カ八ヶ月。  
こ小ミナ町宛に合付。特に保護せ帯。にはミナ町を合付てあり  
ます。又基地から給水を受けつた養鶏場よりその御礼と  
て基地消防隊に鶏五羽と玉子百ヶと持参した。たま。  
火災の翌日であつたので、隊長より四世帯者に合配。一石。一と云  
うのミナ町を合配。てあります。外に基地の婦人から衣類もま  
てあります。

曰ふのは、タオル、毛布。却。かうタオル、シヤワ毛布。を各家庭に配  
布。てあります。地方事務所長からも保護せ帯。四町。に見舞金  
きてあります。

今ぬかうは、ミナ町の寄附金もきてあり。又、町内からという  
援助の手かへうれてあります。

得た家庭は友人や親類に宿。してあります。当時一せ帯。一町  
係者のない者もあり。網代の。ある奈の連絡もした。が、本人から辞退  
された。

高野陽者は軽傷であり、たりの。ともなくすんであります。

又基地のシートニ張もきてあります。か住む人もないので預つて  
あります。

以上がミナ町の大事であります。

各方面より援助の手かへうれてあります。が、小學校でも本日児童に  
呼かけ。て。何等かの手を打つてあり。心からようぶといたします。

私としても、本。皆様に御。想。たいと存じ。こいたような次第  
で、家族の状況からや。て。気の毒に思つてあり。そのような提案に  
賛成であり、早急に実施するようになしたい。

町。よりも。万々の手を打つたことは満足と思つます。議員と  
も何分かの見舞金を決定し、関係課長より手続もとつていた。

きたい。

「オ十三番」

結構な提案であり、一言仰願いたいと思ふことは、家の建つ方道路整備、給水等。今後は十分注意して載りたい。

議長

議員一人子田と云うことでは如何ですか。

「オ十一番」

金額の点については、一応諾って載せて録をよめて載きたい。

「オ九番」

オ十一番議員の発言に賛成であります。議長から金額を提示するとは芳しいことではない。全議員の意向を問うてやるべきである。

「オ十二番」

金額は各位に相談して決定願いたい。何分宜しく仰願うまい。

「オ十三番」

五ヵ月休憩とされたい。

休憩

議長

見舞金は金額が回覧されたので、金額についてふれたものであります。

「オ十三番」

議長の場合と一々金額を提示する点については慎重にされたい。提案の件については承知いたします。

尚、今回は保護家族という点で要々と思ひます。なので、今後

の一般大衆にも影響を及ぼします。今回は議員の個人の立場でやって載りたい。処置については民生課に任せようというたい。

議長

オ十三番議員の発言の主旨に異議なしか。

異議なし。

議長

それではオ十三番議員の発言の主旨に従って処置するにと、する。